

議 長 次に、受付番号第5号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。
1 番 平 野 お許しをいただきましたので、質問させていただきます。

昨年末の12月議会で私が取り上げました、駅前のおもてなしの件ですけれども、コスモス館の前、無料休憩所の案内が大きな文字で書かれておりまして、うれしく思いました。それから、まだベンチはなかなか難しいようですけれども、引き続きよろしく願いいたします。

また、3月議会で取り上げました、町のホームページのこと、ちょっとトップページがまた変わって見やすくなっています、子どもの館や自然館の情報もちゃんと載るようになりまして、それからあと、町のツイッターもこのところすごく活発になってきています、本当にありがとうございます。引き続き、あと会議の公開についても取り組みをよろしく願いいたします。

きょうもちょっとチェックしましたがけれども、庁舎前のガラスケースの中のお知らせが、ちょっと角をこうやってとめているので、見えにくくなっちゃっているようなお知らせもあつたりするので、ホームページに一刻も早く載せてほしいんですが、当座あれでしのぐというのなら、もう少し見やすくというふうにならうと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、今回の質問なんですけれども、先ほど、小澤議員も質問の中で何回も何回も言及してくださったとおりなんです、本当にこれは生涯学習、生涯スポーツ、町民の生きがいや暮らしの楽しさ、それから健康寿命を考える上でとても重要なことだと思っております。その団体の登録規定について、今回は伺います。

公民館登録団体というのは5人以上、それからスポーツ団体は10人以上で、それぞれその8割が町内在住・在勤というふうな規定になっていると理解しているんですけれども、毎年その更新時期の代表者会議というのがありまして、そのときに、町内在住・在勤者数が不足している団体は、ちょっと網掛けみたいになっていて、少し指導みたいなことは言われているようなんですけれども、何とかそのクリアはしていても危機的な状況にある団体というのは少なくないと思うんです。

それで、(1)町内在住・在勤の人数を緩和するお考えはございませんか。

(2) この規定変更は、使用料の受益者負担の問題とセットでとのお考えかと思いますが、進捗状況は？

(3) 関係者一同でこうした問題を話し合う場を設ける予定はございませんか。どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長 それでは、平野議員さんの御質問に順次お答えをいたしたいと思います。

まず、公民館、スポーツ団体の登録規定について確認をしたいと思います。公民館登録団体は、社会教育法に基づきまして、町公民館条例に位置づけられた社会教育関係団体でございます。また、スポーツ団体は、町体育館を利用する登録団体として規則で位置づけられております。現在の登録団体としての規定では、公民館登録団体が町内在住、在勤、在学で5名以上、スポーツ登録団体は10名以上と規定しておりますが、その8割の方が町内在住の条件がございます。また、登録団体として、町生涯学習事業を推進するための各種イベントに参加の協力を条件としております。

そこで、まず第1点目の御質問です。この人数等の条件の緩和でございますが、公民館登録団体が5名、スポーツ登録団体が10名ですが、一定数の集まりがあって団体ということでございますし、一般利用者との差別化も必要であると考えております。それぞれの団体の活動を狭めず、さらに活動が活発することが肝要でございます。そのような中で、団体の高齢化や新たな仲間が入ってこないなど、人数や町内在住等の条件をクリアすることが厳しいといった状況もあると聞いております。団体の活動が低下しないよう町外の方も一員としてかかわれるようにすることも団体の育成につながるものと考えております。

なお、このことについては、2点目の御質問の受益者負担の考え方について、あわせて考えていかなければなりません。受益者負担の関係では、その見直しについて公民館登録団体、スポーツ登録団体と、それぞれにアンケート調査を実施してまいりました。いずれも、受益者負担については、これまでの使用料免除から、ある程度の負担はやむを得ないという回答を得ていますが、さまざまな意見があり、やはり社会教育施設としての設置目的を推進するための一つとして登録団体の活動があると思われまますので、人数の条件緩和と受益者負担の見直しを一緒に考えていきたいと思っております。先ほど申し上げましたと

おり、アンケート調査や各団体への説明会を通じて、本年10月には使用料免除から50%減免にする考えでございましたが、いま一度、町民と話し合う場を設けていきたいと考えております。

これは、次の3点目の御質問にかかわることですが、御質問では、こうした問題を関係者で話し合う場を設けられないかということです。過去には、公民館の運営などを協議する組織がありましたが、現在は、その組織は廃止され、それを引き継ぐ形で社会教育委員会議に継承されています。その会議の中で議論いただいて、一定の方向性を決めていただいているということでございます。公民館での活動、スポーツの振興など、関係する団体の方々と話し合いの場を設け、問題点や課題を共有し、相互に合意形成が図られることが大切であると考えます。したがって、近々にですね、団体へ話をさせていただき、話し合いの持てる場と定期的に話し合いが持てる組織づくりに取り組んでいき、御質問の1点目、2点目の御指摘も含めて生涯学習充実のためにも合意形成が図られるよう、今月末までに組織づくりを行い、その中で話し合いを進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

1 番 平 野 どうもありがとうございます。私がやっぱり願っている方向と同じようなほうを向いて回答していただいているなと思います。どうもありがとうございます。

ちょっとそれにつけ加えてというか、よりはっきりしたいなというところがあるんですけども、それは、今、町外の人の一員としてとらえていくんだというようなお言葉がありまして、ほっとしたところなんですけれども、それはだから、8割規定というのを見直すというようなことでいいでしょうか。

教 育 課 長 はい、8割という数字をですね、見直すことも含めて話し合っていきたいというふうに考えてございます。

議 長 平野君、先に挙手をしてから。

1 番 平 野 済みません。ありがとうございます。

その8割というのが、やっぱりすごくネックだなというふうに考えていたんです。というのは、このところ、先ほど、教育長が規定のところを確認してくださったんですけども、ちょっと文書になってる使用の規定というのかな、

ルールと、毎年その代表者会議でお話を伺うときの数字の扱いが何かちょっとずれてるなというふうに考えていたところで、やはりその規定に関しては、今、確認していただいたように8割というのがはっきり載っているんですね。ただ、文化団体のほうは載っているんですが、スポーツ団体のほうが、どうも、これ54年にできた規則ということなんですけども、余り町外のことは何人というふうにやっぱりこの紙には書いてなかったものですから、何となく今は、どちらも8割みたいな状態で扱われているなというふうに感じていたんですね。だから、そのところをはっきり知りたかったので、この54年にできた規則の、体育館・スポーツ団体使用規則の中には、はっきり8割とは載ってないけれども、スポーツ団体もやはり8割というふうに今までは考えておられたということですよ。

そういうふうに考えて、解釈をして、でも、いつも毎年、団体代表者会議で、3月に大体あるんですけども、いつもそれに出席すると、8割規定じゃなくてチェックされてるような感じがしていたんです。というのは、いつもその団体の一覧表が添えられているんですけども、網かけで反転されているボーダーライン、あるいは、もしくは本当にはっきり在住者が足りないよという印がついているところだけ見ていくと、確かにスポーツ団体では8人以下ですか、文化団体では4人以下、その最低の基準のところでは考えられているような気がしたんですが、もし本当にこれ純粹に8割規定を適用すると、もっと、何ていうか、ルールによれば、これは足りないよと言われる団体もふえてしまうんですね。団体規模が大きければ、その8割の数も上がってしまいますので、そうすると今より幾つかふえてしまっている、そういう現状です。なので、その8割規定に関しては、本当にこれはどうにかしてほしいというのが願いなんです。

そのどうにかしてほしいというところが、8割を何割に下げればいいのかとか、それもきっと、こういった協議会をつくるという話ですから、そういうところで話が出るのかもしれませんが、私の希望としましては、これはやはり町全体の姿勢として、おもてなしの宣言をした町だということを考えれば、町外の方が、毎回、毎週毎週、通ってくださっているのに、あなたはその人数にカウントできないからという感じになっちゃうと、すごくつらいと思うんです。町外

からいらしてる方も嫌だし、自分たちも、迎える側としても、同じサークルの中で新入会員がふえました、松田町の人じゃありません、がっくりみたいな、そういうムードはすごく嫌なんですね。なので、おもてなしの宣言をしている名に恥じない、そういう姿勢を見せてほしいなと思ひまして、確かに受益者負担というところからしたら、8割とか何割とか、そういう理屈は、数字上の理屈は必要なのかとは思いますが、やはりそこは町全体の、看板に掲げているその政策で、例えばその政策推進や観光課のほうが、おもてなし、おもてなしって言うのに、この教育分野だけ、これじゃブレーキをかけているようなものなので、そういう数字の何割ということではなく、姿勢を見せてほしいなというふうに思っているんですね。そのあたりのお考えは、どうでしょう。教育課のほうと、それから、おもてなしのほうを推進しているほうからも、お答えをお願いします。

教 育 課 長 御指摘ありがとうございます。今現在、公民館登録団体が43団体、人数として842名の登録の方がいらっしゃいます。そのうち町内の登録者数が602名ということです。スポーツ登録団体については44団体、全体の人数で818人、町内の登録が680人という登録の状態です。公民館登録団体については、利用者数がふえている状況でございます。逆に、スポーツ登録団体については、町内登録者数がかなり減ってきているというような状況がございます。今、議員の御指摘がありましたように、町外の方が逆に多くなるということは、先ほど教育長が答弁いたしましたように、受益者負担の考え方も、やはり見直していかなくちゃいけないと思いますし、先ほど言われました人数の問題です。5名、10名という登録の基準がございますけれども、中には4名になってしまったりだとか、10名のところが7名になってしまっているというような団体も確かにございます。この辺の基準を明確に適用すれば、本来は登録ができないというような状態になっています。この辺が、正直申し上げて、あいまいにこれまで来てしまったというのが、教育委員会としても反省しなくちゃいけない部分だと十分理解しておりますので、先ほど申しましたように、やはりそういった皆さんとの、関係者との話し合いの場の中で、しっかりとその辺の基準、その割合も含めて、また受益者負担の考え方も含めてですね、早く決めていきたいという

ふうに思っています。以上です。

政策推進課長 おもてなしのいろいろな事業を進めているところですけども、これについては、先ほども申しましたように、やはり受益者負担という面が大きいんじゃないかと思います。ただ、今、公共施設は、広域でやっておりますので、ほかの町の公共施設も使えるようになってございます。ですから、その辺の観点も含めまして、教育とこれから調整をしていかなくちゃいけないかなと思っております。以上です。

1 番 平 野 ありがとうございます。どちらも前向きな回答だと解釈しております。

受益者負担というのはやはり、これを考える上ではとても大事な一つのバランスだと思うんですね。町外の方をどうするか、それと受益者負担ということで。確かにそうなんですけれども、本当に受益者負担でほかの町もちゃんと使用料を払っているという、それがまず事実なので、その辺のところは多分、各団体も、アンケートでもあったように、やむを得ないというふうに回答してきたということなので、理解は、一定は得られるのではないかと私も思っています。

そこで、さらに、ちょっとこんな話があるんですけども、実はずちの団体の話なんですけど、カンフークラブにも町外からの所属している会員がいるんですけども、ついこの間、道具の、柄に巻くこういうテープがあるんですけど、練習しすぎてぼろぼろになってしまったとあって、そろそろ買い換えなきゃということで、いわゆるテニスのグリップに巻くような、ああいうテープを巻いているんですね。それで、子供は何の気なしにふだんの習慣から、「あ、じゃあ、スポーツデポに行かなきゃ」と言ったんですが、スポーツデポというのは町外の大きなスポーツ関係のストアみたいなものなんですけど、「そこに行かなきゃ」と言ったんですが、逆に町外から来てくださってる大人の会員が「あれ、何で、松田にはスポーツ屋さんあるでしょ」と言ってくさって、そうしたら逆にまた子供のほうが、最近、子供のほうが弁が立つので、「だって、あそこ安いもん」と言ったんですね。そうしたら、その大人はさらにまた「でもね、ちゃんとそれは交通費がかかって、お母さんが車で行ってくれるのも、交通費に、ガソリン代でね、かかるんだよ」と言って、「そんな1個2個の小さい

買い物するんだったら町内で買えばいいんじゃない」と言って、「私はそうしてるよ」と言ってくださったんです。何か本当に、町外から来てくださっている会員でも、毎回毎回、もう毎週ずっとそうやって長い間来てくださってる方は、すごく松田のことをよく思っていて、理解してくださっていて、本当に多分この方だけじゃなくて、よそのサークルでも町外から来た方がジュース1本でもパン1個でも買うということはあるし、もしかしたら飲み会だって町内でやってるということだってあるし、その方に限って見れば、松田まで来たついでだからといって、いろいろなものを買物したり、眼鏡屋さんで眼鏡まで松田で便利だからってちゃんと眼鏡まで松田で買ってきてくださっている。ちょい呑みにも、しょっちゅう来てくださっている。本当に町外・町内にかかわらず、そういう一つのサークルに長く属してくださっているというのは、そのくらいの意味があります。

なので、おもてなしというのを掲げて、一生懸命その予算も使ってやってくださってる、それは本当に頑張ってくださってるのはすごいわかっていて、それはもちろんやってほしいんですけども、今、観光、交流人口を増加するというのを皆さん合言葉のように使ってらっしゃるんですけども、その交流人口の中に、どうも私が聞いていると、観光のことしか言っていないような気がしてしょうがない。もしかしたら、そういうふだんからつき合ってください、近隣のしょっちゅう来てくださってる方のことを忘れてるんじゃないかなというのが時々あるんですね。その辺のところをちょっと確認したいんですけども、いかがでしょうか。どう考えてますでしょうか。

政策推進課長　　そうですね。今、本当に、議員が言われるように、ただ交流人口、我々がもし交流人口というときには、どちらかというと観光サイドがメインになっているかと思います。ただ、本来はそれだけではなくて、そういうスポーツに来られる方、または遊びに来られる方、そういう方全てを指して交流人口というふうに考えております。

1 番 平 野　　ありがとうございます。本当にやはり、あ、今までは、やっぱり忘れてたんだなというのが、ちょっと私も、がっかりと同時に、でも指摘しておいてよかったなと思いました。

本当に交流人口と一言で言ってしまうと、何となく皆さん、観光ばかりを考
えるんですけども、私はこの松田が、足柄の中でずっと栄えてきたというのは、
むしろ近隣の交流人口が松田に集まっていたからだと私は理解しているんです
ね。長い歴史の中で、やっぱり松田はこのあたりでは一番便利だったというこ
とで、それこそ近隣の方は、松田に行けばいろんなもの買えるとか、そういう
ものがある。あと、団体数はいろいろ、文化団体はふえててというようなこと
をおっしゃってたんですが、文化団体にしてもスポーツ団体にしても、よその
町にもある種類のものも、もちろんあるけれども、松田はやっぱり伝統がすご
いあるので、よそにはない種類のものもあるんですね。先ほど、百八ッ火がね、
文化財指定という、そんな話も出ましたが、そういう文化財指定までいかない
けども、松田には、例えば民謡の先生だとか、すごく特殊立った、この地域で
はここしかいなかったというような、そういう活動をされてきた団体って結構
あるので、そういうことを考えても、やっぱり何割規定というふうにして町
外・町内分けるということではなく、この地域の人みんな松田に来ていろいろ
やろうよというふうに持っていくほうが、私は得策と思っているんですね。お
もてなし政策の上でもそうだし、町内の活性化の上でもそうだし。なので、で
きれば本当に教育に関する、こういう生涯教育に関する規定というここだけで
考えるのではなくて、町全体の姿勢の中でとらえてほしいというふうに考えて
います。そのあたりのところを、ぜひ教育だけではなくて一緒に話をして、そ
れから、もちろん町民のほうもね、組織をしてくれるとおっしゃったので、一
緒にその話をするというところで、ぜひ取り組んでいただきたいんですが、その
ようにお願いできますでしょうか。

政策推進課長　　ここで課長職みんな聞いてると思います。また月に一度、課長会もあります
ので、みんな聞いてると思いますので、今後はそのように進めさせていただき
たいと思います。

1 番 平 野　　ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、先ほどの（3）番に関係することなんですが、お答えの中に、今月
末にはその協議会の組織をつくろうというふうにおっしゃってくださって、本
当に期待しております。一つ、気にしているところが、代表者会議が27年度の、

これは27年の3月だから1年以上前のやつですね。そのときに、代表者会で出てきた書類の中に事務局案ということでポイント制というようなことも書かれていて、かなり細かく書かれていて、一応その場で説明も受けました。代表者の方は一応それ、ちゃんと聞いたと思うんです。私なんかも聞いて、自分の団体で、持って帰って一応みんなに話をしました。その後じゃあ、これが何かまた呼ばれて、また話し合う、その持って帰って話し合った結果をもう一回共有するみたいなことがあるのかと思ったら、全然なくて、1年以上全然なくて、1年間、1年後のまたことしの春の代表者会議のときにはその話が全然、逆に出なかったの、あれっていう感じだったんですね。そのポイント制に関しては、どのような、今どんな感じで考えておられるのでしょうか。

教 育 課 長 平成27年3月に説明させていただきましたときに、27年度中にですね、そのポイント制をとって、各、町が行うイベント行事に参加された団体に対してポイントを付与していくと。そのポイントの付与の数によって、その減免、受益者負担の考え方をですね、取り入れるというような内容でございました。その後1年間、何もなかったというのは、確かに反省しなければいけない部分なんです、実は今言ったように、公民館登録団体、スポーツ登録団体、それと、先ほど申しました人数の、その5人、10人という規定、そういうものをみる前にですね、そもそも論として、その団体の登録について、先ほど教育長の答弁にありましたように、社会教育法による社会教育関係団体なのかどうか、または町外の数ですね、そういったものが適正なのかどうか。その団体があいまいなままでポイント制を執行しても、結局同じ団体が登録されてしまうということになりかねないということがあって、本来これを反省すべき点として説明しなきゃいけなかったのですが、1年以上そのままになってございます。そういうのも含めまして、今回改めてですね、そういうことも説明させていただく予定ではおりますけれども、新たにこの基準設けをですね、規定をしっかりとつくっていきたいというふうな考えでございます。

1 番 平 野 やはり、1年以上何も手がついていなかったということではなくて、いろいろ事情があつて考えられていたんだなということで、ちょっと安心したんですけども、この事務局案として出されたのは、本当に私たちは、代表者の中で

は、案だというふうに解釈していて、あの場ではすごい強烈な反対は多分出なかったと記憶しているんですけども、みんな、出てきた自分だけでは判断できないので、そこでガーガー言うわけにもいかなかっただけで、それぞれ多分持ち帰って、話をされたんだと思うんですね。その中で、もしかしたら「それは何だ」とか言って、ちょっと突っ込まれたりした団体もあるかもしれないので、やはりそこは、まあちょっと時間があいてしまったので、もうどうかなと思うんですが、今度、もし今月中にその協議会を立ち上げるのであれば、そこでもう一回きちんとした形で提案するとかして、そして持ち帰ったらまたフィードバックして、集まってやるとか、そういう手間を抜かしてしまうと、やはり理解が得られないというのが一番困った事態になるので、ぜひそういうことがないように、小まめに集まるというのは代表者にとっても大変かもしれませんが、これはとても大事なことなので、そういうふうにしてほしいというふうに思っております。

このポイント制に関しては、ちょっと複雑だったということもあって、なかなか徹底が難しいかなという気持ちはちょっとあるんですけども、それ以前に、話が逆かなと感じたんですね、私は。これは一種のペナルティシステムというふうにちょっと感じられるところがあって、「ああ、ポイント制になるんだ」といって、「じゃあ、何々に出なきゃね」みたいな、そういうふうにみんな動いてしまうんじゃないかなというところが、ちょっとあります。本来なら逆で、きちんとした代表者間の協議会がもともとあって、町の中でこういう活動をしているということの意義をみんないつも共有している状態になれば、多分自然に、何かの事情があるところ以外は、いろいろなイベントに快くというか、進んで参加してくださるようになると思うんですね。なので、ポイントを稼ぐために参加しなきゃみたいな気持ちになるのは、何かちょっと逆かなという気がしていました。なので、考える順番というか、優先順位としては、とにかくこの（３）番の関係者一堂で集まる、そういう場を本当に一刻も早くつくってほしいというのが本音です。

それと同時に、私はスポーツ団体にも文化団体にも関係しているので、どちらからもいろいろ聞いてしまうんですけども、やっぱりどちらからも聞こえ

てきた声が、「あの案はどうなったの」というその声なんです、「最終的にだれが決めるの」「どこで決めるの」とやっぱり言われて、私も答えられなかったんですけれども。先ほどおっしゃった、昔は公民館の運営の協議会があったと。今は社会教育委員会というのが、それを引き継いでいるような形で、いろいろな話をしているんだという話だったんですが、でも社会教育委員の会議で決める話でもないですよ、これはね。そうかといって、事務局側がぼんと出してしまって、ああじゃあ、その場で反対ないからこれでいこうというふうなやり方だとやっぱりちょっとなかなか、せっかく気持ちよくやってくださっているいろんな方の理解が得られないというのが、すごく、それが一番心配です。

もう一つは、文化団体とスポーツ団体の、ちょっとやっぱりカラーが違うので、何ていうのかな、お互いちょっと、例えば有料化の話が出たときに「河原も有料化するんでしょうね」とか言われたり、それから、逆にスポーツ団体の方からは「文化団体だけ5人ってハードルが低いよね」と言われたり、やっぱり一堂に話さないと相互の理解も得られないというところがあります。なので、ぜひ一刻も早く、これは一堂に集まる場が必要ではないかと考えます。毎回毎回、全部の団体が、とても今ふえているので、全団体の代表者というのがすごいきつと大変だと思うんですけど、例えば、だからその中から何人かを運営委員会みたいにして集めて、大事な議決のときには総会みたいにして、うまくいろんな団体がかかわれるような形を、ぜひ考えていってほしいんですが、そのあたり、どんなふうにお考えでしょうか。

教 育 課 長 3点目の質問の内容かと思います。今回の件についての話し合いを持つ場というのは、当然やっていかなきゃいけないんですが、それとは別にですね、先ほど、今、御指摘いただいたように、過去にそういった文化団体の連絡協議会というようなものが、各団体の代表者が集まる会合がございました。それが解散して、解散したというか消滅してしまって、社会教育委員会議のほうに引き継がれているというのが今、現状です。教育長とも話している中では、やはりそういった直接的にその関係する団体と話をしていく場というのは、今後やはり、逆に今こそ必要なのかなというところで話をしております、今回、教育

長の答弁書にも書かせていただきましたとおり、定期的にですね、今後、これだけのことでなくて、定期的に公民館の利用に関する、利活用ですね、そういった、将来的にこうしたほうがいいんじゃないかというような前向きな話も出せるような、要は定期的なグループづくりをしていきたいと思っております。今、先ほども言われましたように、43団体と44団体ございますので、87団体を一堂に会するところも必要かと思いますが、できればですね、事務局として考えてますのは、その中からですね、公民館とスポーツは分けて、やはりそれぞれの活動の場が違いますので、分けてですね、その中からもさらに代表者みたいな形を募りたいというふうに思っています。ですので、約半分の20人ぐらいを代表者会議みたいな形で集まっていたいただいて、協議いただけるような、あくまで正式といいますか、公式な位置づけにしていまいますと、条例制定というような話にもなりますので、できれば皆さんの合意が得られる中で代表者に集まっていたり、端的に言えばボランティア的な形での会合でもいいかなというふうな考え方を持っておりますので、そういったところでの協議の場をつくっていききたいと、そういうグループをつくっていききたいというふうに思っております。

1 番 平 野 前向きな御答弁ありがとうございます。やはり、スポーツと文化を完全に分けないで、大きなくくりで町の生涯学習とかを担う、そういう中での協議会というふうに考えていただいて、スポーツ分科会、文化団体の分科会みたいな形にして、どこかではやっぱり一緒に話をする場がないと、いつまでも相互理解がない状態はちょっとまずいと思うので、その辺のところは、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは前回、質問に挙げましたものにも関係する自治基本条例のほうで、どういふふうにも町民が自分たちの町の運営にかかわっていくのかというの、やっぱりそれは一端にかかわってくるかと私は理解してござりまして、自分たちの町を何とかしようという気持ちで、町民にも取り組んでほしいなというところがあるので、それはぜひ前向きにお願ひいたします。

本当は理想を言え、そういう部分が、しっかり体制づくりができていて、そして自由な活動が活発になればなるほど、そもそもそれは、その活動だけでも町に貢献しているというふうにも理解していいんだと私は思っています。そ

れが、例えば閉じているんだと困りますが、オープンになって、町民だけじゃなく町外からもどんどん来てくださって言って、町がどんどん元気になるという方向に生涯学習団体が活動できるというのが、それが一番理想だと思いますので。それがあって初めて、「あ、じゃあ町のイベントもやろうよ」というふうに持っていくのが本当に理想だと思いますので、できればそういうふうな、気持ちよくイベントに参加できるような体制を、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

議 長 以上で、受付番号第5号、平野由里子君の一般質問を終わります。